

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(定義) 第八条 「略」 〔2〕18 略 19 前項並びに次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において「資金」とは、現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項第一号から第四号までに掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第二条第三項第一号に掲げるものに限る。))をいい、同令第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。)を含む。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。	(定義) 第八条 「同上」 〔2〕18 同上 19 前項並びに次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において「資金」とは、現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの(をいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。))を含む。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。)の額の合計額をいう。

）の額の合計額をいう。

「20～69 略」

（税効果会計の適用）

第八条の十一 法人税その他の課税対象利益を基礎とする租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（税効果会計に関する注記）

第八条の十二 前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 「略」

二 当該事業年度に係る課税対象利益に対する法令で規定する税率に基づく税負担の比率（以下この条において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する税金費用（法人税等及び税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額の合計額をいう。）の比率（以下この条において「税金費用の負担率」という。）との間に重要な差異があるときは、当該差

「20～69 同上」

（税効果会計の適用）

第八条の十一 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（税効果会計に関する注記）

第八条の十二 「同上」

一 「同上」

二 当該事業年度に係る法人税等の計算に用いられた税率（以下この条において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

異の原因となつた主な項目別の内訳

〔三・四 略〕

〔2〕4 略〕

5 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税金費用の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 〔略〕

2 〔略〕

〔項を削る。〕

3〕5 〔略〕

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等 (次号に掲げる項目に該当するものを除く。)

〔三・四 同上〕

〔2〕4 同上〕

5 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

3〕 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税 (都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。)、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。

4〕6 〔同上〕

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 〔同上〕

一 当該事業年度に係る法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税 (以下「法人税、住民税及び事業税」という。)(次号に掲げる項目に該当するものを除く。)

二 当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税等の調整額をいう。）

〔2・3 略〕

4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（中間純利益又は中間純損失）

第九十八条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当中間会計期間に係る法人税等（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二 〔略〕

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の

二 当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

〔2・3 同上〕

4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（中間純利益又は中間純損失）

第九十八条 〔同上〕

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二 〔同上〕

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の

法人税等の調整額をいう。)

〔2・3 略〕

- 4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目(第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目(第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の金額を含めて表示することができる。

(中間純利益金額又は中間純損失金額)

第三百条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

- 一 当中間会計期間に係る法人税等(次号に掲げる項目に該当するものを除く。)

二 「略」

- 三 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される第一号の法人税等の調整額をいう。)

〔2・3 略〕

- 4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による

法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。)

〔2・3 同上〕

- 4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目(第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目(第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の金額を含めて表示することができる。

(中間純利益金額又は中間純損失金額)

第三百条 「同上」

- 一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税(次号に掲げる項目に該当するものを除く。)

二 「同上」

- 三 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。)

〔2・3 同上〕

- 4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更

納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を含めて表示することができる。

正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を含めて表示することができる。

様式第六号

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【略】

法人税等

×××

×××

【略】

税金費用

×××

×××

【略】

(記載上の注意)

【略】

様式第六号の二

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【略】

法人税等

×××

×××

【略】

様式第六号

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【同左】

法人税、住民税及び事業税

×××

×××

【同左】

法人税等合計

×××

×××

【同左】

(記載上の注意)

【同左】

様式第六号の二

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【同左】

法人税、住民税及び事業税

×××

×××

【同左】

税金費用 ××× ×××	
[略]	
(記載上の注意)	
[略]	
様式第十八号	
【中間損益計算書】	
(単位： 円)	
前中間会計期間	当中間会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)
[略]	
法人税等	×××
[略]	
税金費用	×××
[略]	
(記載上の注意)	
[略]	
様式第二十五号	
【中間損益計算書】	
(単位： 円)	
前中間会計期間	当中間会計期間

法人税等合計 ××× ×××	
[同左]	
(記載上の注意)	
[同左]	
様式第十八号	
【中間損益計算書】	
(単位： 円)	
前中間会計期間	当中間会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)
[同左]	
法人税、住民税及び事業税	×××
[同左]	
法人税等合計	×××
[同左]	
(記載上の注意)	
[同左]	
様式第二十五号	
【中間損益計算書】	
(単位： 円)	
前中間会計期間	当中間会計期間

(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)	
略 法人税等 略 税金費用 略 (記載上の注意) 略		同左 法人税、住民税及び事業税 同左 法人税等合計 同左 (記載上の注意) 同左	
備考 表中の「」の記載は注記である。			